



離島対策事業に係る助成金の交付等に関する手引

第5版

- ・ 離島市町村等が自ら行うまたは輸送業者等に委託する場合
[自主事業]
- ・ 実績報告方法が協会集計方式

一般財団法人家電製品協会

事業協力室

2021年6月30日

目次

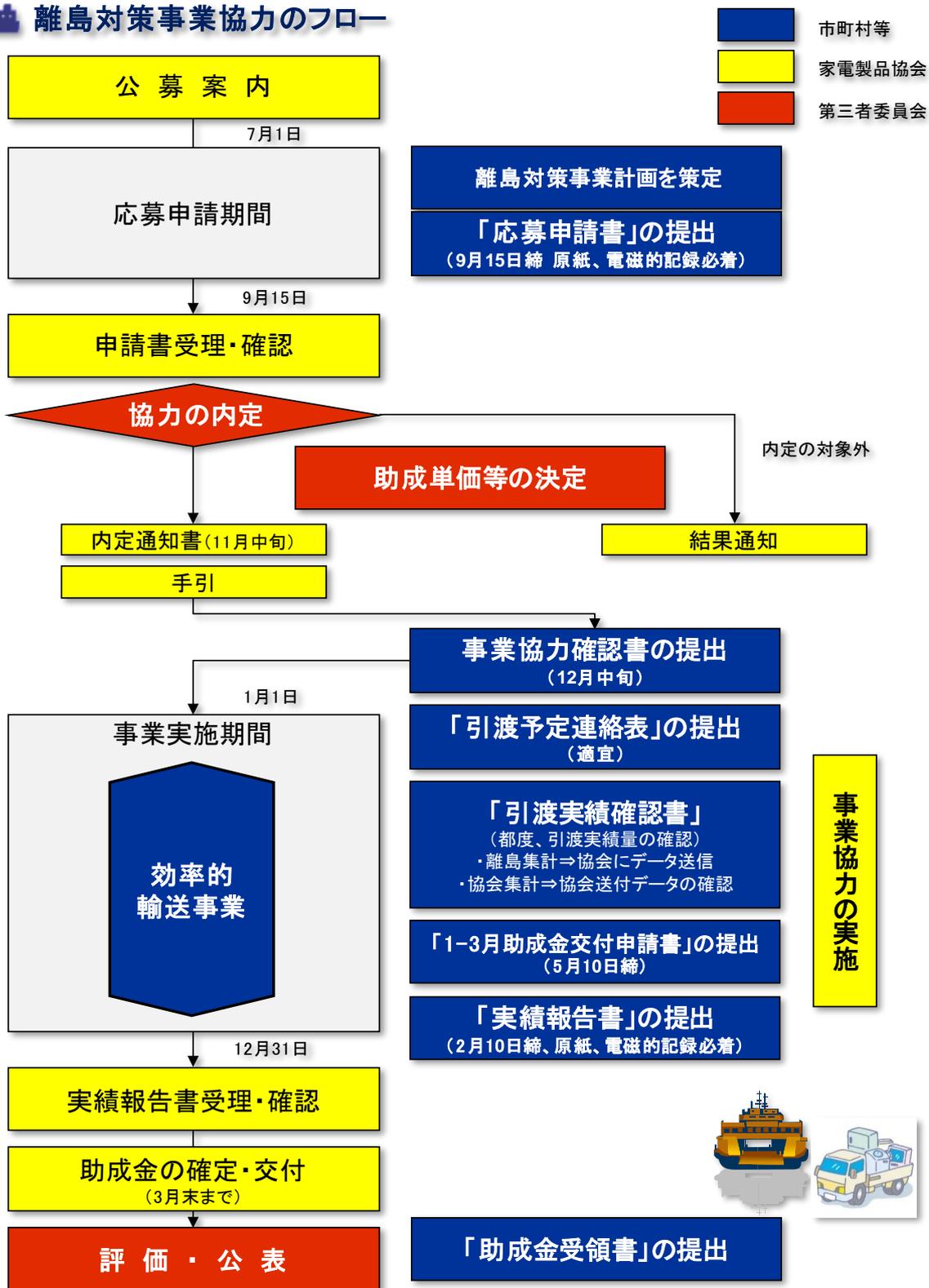
| | | |
|-----|-------------------|---|
| 1 | 事業協力のフロー | 3 |
| 2 | 用語の定義等 | 4 |
| 3 | 事業協力開始、助成金の交付手続き等 | 5 |
| 3-1 | 実績の連絡等 | 5 |
| 3-2 | 報告書等の提出 | 6 |
| 3-3 | 事業等の変更申請 | 7 |
| 4 | 事業の期間等 | 7 |
| 4-1 | 有効期間 | 7 |
| 4-2 | 存続条項 | 7 |
| 5 | 雑則 | 8 |
| 5-1 | 秘密保持義務 | 8 |
| 5-2 | 公表の同意 | 8 |
| 5-3 | 権利義務の譲渡等禁止 | 8 |
| 5-4 | 損害賠償 | 8 |
| 5-5 | 事業の責任の所在 | 8 |
| 5-6 | 協議による解決 | 8 |
| 6 | 資料 | 9 |

【はじめに】

離島対策事業協力（市町村等が離島地域から排出される特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所まで輸送するために要する費用を削減する目的で事業を行う場合に、海上輸送費負担に協力を行うもの）は、家電リサイクル法に基づき、製品メーカー等からの要請を受け一般財団法人家電製品協会が行う事業です。離島対策事業協力に係る助成金の交付等に関する手引（以下「手引」という。）は、事業協力を希望する市町村等の実務者を対象に、事業協力内定後の助成金申請の手続方法などを簡潔に説明しています。本手引を参照し事業協力の手続きが円滑に進められるよう、お手元に置きご活用ください。

1 事業協力のフロー

 離島対策事業協力のフロー



2 用語の定義等

この手引において使用する用語の定義はこの手引に特に定めるほかは、「定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）」、「第三者委員会基本方針（以下「基本方針」という。）」、「離島対策事業協力実施要項（以下「協力要項」という。）」、「離島対策事業協力実施細則」及び「離島対策事業協力内定通知書（以下「内定通知書」という。）」に定めるものとする。

- (1) この手引において「甲」とは、一般財団法人家電製品協会をいう。
- (2) この手引において「乙」とは、協力対象事業を行い助成金の交付を受けようとする市町村等をいう。

3 事業協力開始、助成金の交付手続き等

甲は、基本方針及び協力要項に基づく助成金として協力要項第15条第1項の規定により算出されるものを、乙が実施する助成金の対象となる事業（以下「被協力事業」という。）に対する協力のために乙に対して交付する。

3-1 実績の連絡等

協力要項第9条に規定された引渡実績等の確認等を次のとおり行うこととする。

- (1) 甲及び乙は、事業実施期間中の各月について、被協力事業により再商品化等実施者に引き渡された対象廃棄物の量を、次の各号に規定する方法により確認するものとする。
 - ① 乙は、被協力事業により再商品化等実施者に対象廃棄物を引き渡すときに用いる家電リサイクル券の発券者（以下「被通知取扱店等」という。）の氏名又は名称等及び所在地並びに対象地域に存する郵便局（以下「指定郵便局」という。）の名称を事業実施期間より前に協会に通知するものとする。乙は、被協力事業により再商品化等実施者に対象廃棄物を引き渡すときに用いられる家電リサイクル券が、被通知取扱店等が発券したもの又は指定郵便局において再商品化等料金の振込に使用されたものに限られるように所要の措置を講じるものとする。
 - ② 甲は、事業実施期間中の各月について、毎月の被通知取扱店等及び指定郵便局に係る家電リサイクル券を用いて被協力事業により再商品化等実施者に引き渡された対象廃棄物ごとの量を集計し、当該月の末日から1週間（当該月が4月又は12月の場合、10日）以内に1件別明細付の確認書を乙に送付するものとする。
 - ③ 前②に規定する確認書の内容について当該確認書が乙に到達した日から10日以内に乙が甲に対して違算の申立てをしない場合、当該確認書の内容が乙によって承認されたものとみなす。当該確認書の内容について当該確認書が乙に到達した日から10日以内に乙が甲に対して違算の申立てをした場合、当該違算申立てに含まれない当該確認書の内容が乙によって承認されたものとみなす。この違算の申立ては、1件別の違算明細を、ファクシミリ装置/電磁的記録等を用いて送信する方法により行うものとする。
 - ④ ②に規定する確認書の内容について当該確認書が乙に到達した日から10日以内に乙が甲に対して違算の申立てをした場合、甲及び乙は、違算明細に含まれる対象廃棄物に係る違算について速やかに協議を行い、当該違算の解消に努めるものとする。
- (2) 乙が前(1)③の規定により送付した違算明細に含まれる対象廃棄物であって、かつ協力要項第14条に規定する実績報告書の提出期限日までに当該違算の解消がなされなかった対象廃棄物については、甲は基本方針及び協力要項に基づく助成金

を乙に交付しないものとする。

- (3) 乙は、(1)の規定により甲に通知した内容に変更がある場合、当該変更に係る被通知取扱店等（新たに被通知取扱店等として通知される者を含む。）が発券した家電リサイクル券又は当該変更に係る指定郵便局において再商品化等料金の振込に使用された家電リサイクル券を用いた対象廃棄物の最初の再商品化等実施者への引渡予定日の1か月前までに当該変更となる事項及び当該変更をする日を甲に通知しなければならない。その後も同様とする。
- (4) 乙は、(1)①の規定により甲に通知した被通知取扱店等と事業実施期間より前に次の各号に規定する事項に関する契約を締結しなければならない。ただし、被通知取扱店等が被協力事業以外の方法で特定家庭用機器廃棄物を引き渡さないことを約する契約を、乙と被通知取扱店等が締結している場合はこの限りでない。
- ① 乙が被通知取扱店等に被協力事業により再商品化等実施者に対象廃棄物を引き渡す予定日を通知すること
 - ② 被通知取扱店等は①の規定により通知を受けた予定日の前後1週間は、保有する家電リサイクル券を用いて被協力事業以外の方法により特定家庭用機器廃棄物を再商品化等実施者に引き渡さないこと
- (5) 乙は、(3)の規定により甲に変更（新たに被通知取扱店等が加わったことによる変更に限る。）の通知をした場合、当該被通知取扱店等と当該変更前に前(4)本文又はただし書に規定する契約を締結しなければならない。その後も同様とする。

3-2 報告書等の提出

- (1) 乙は甲に次の各号に規定する報告書等を必要に応じて提出するものとする。各号の詳細は協力要項の当該条を参照すること
- ① 引渡予定連絡表（毎月10日まで）（協力要項第9条第2項）
大幅な引渡予定量の増加が見込める場合を除き、提出しなくてもよいものとする。
 - ② 1～3月分助成金交付申請書（5月10日まで）（協力要項第12条）
添付する証拠書類は、提出様式の第1面に記載されているものとする。
 - ③ 実績報告書（2月10日まで）（協力要項第14条）
添付する証拠書類は、提出様式の第1面に記載されているものとする。
 - ④ 助成金受領書（③に基づく入金確認後速やかに）（協力要項第15条第5項）
- (2) 前(1)②、③については、次の各号に規定する対象廃棄物を除く。
- ① 協力要項第13条第1項の規定により乙に対して設けられた同項に規定する制限2（以下単に「制限2」という。）を超えて再商品化等実施者に引き渡した対象廃棄物
 - ② 3-1(1)により送付した違算明細に含まれる対象廃棄物であって、かつ、助成金交付の申請を甲に行う時点で当該対象廃棄物に係る違算の解消ができて

いないもの

3-3 事業等の変更申請

甲又は乙は、次の（1）のいずれかに該当するときは、協力要項第8条の規定に基づき、相手方の同意を得て内定通知書にある事業の内容等を変更できるものとする。当該変更が第三者委員会の定めた重要事項に該当する場合、第三者委員会の当該変更を承認する議決を得た後でなければ、協会及び当該市町村等は、当該変更を行ってはならない。

（1） 変更の条件

- ① 当該内定通知書に定める助成金の対象となる事業の内容を変更すべきやむを得ない事由があるとき
- ② 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、当該内定通知書に定める条件で当該内定通知書の一部の履行が困難となったとき

（2） 変更申請の様式

乙から甲へ変更の依頼を行う場合は、本書6 資料の（2）様式を使用して行うこと

※ 次の各事例は、変更申請の必要がありません。（助成単価は変更できません。）変更申請が必要かどうか不明な場合は、事務局までご照会ください。

- ① 事業期間中に燃料調整金が変わって海上輸送費が高くなった/安くなった。
（事例は適宜追加）

4 事業の期間等

4-1 有効期間

この手引及び内定通知書の有効期間（以下単に「有効期間」という。）は、乙が甲に事業協力確認書を提出した日から3-2（1）④に規定する助成金受領書が発行された日までとする。

4-2 存続条項

有効期間が終了した場合であっても、協力要項第16条から第18条までに定めるものに加えて次の各項に規定する事項は、引き続き効力を有するものとする。

（5-1 秘密保持義務）（5-2 公表の同意）（5-3 権利義務の譲渡等禁止）（5-4 損害賠償）

5 雑則

5-1 秘密保持義務

甲及び乙は、基本方針、協力要項、内定通知書及びこの手引の履行上知り得た相手方の秘密情報を、相手方の文書による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- ① 開示を受けた際、既に自ら知っていた場合
- ② 開示を受けた際、既に公知となっていた場合、又は開示を受けた後に、自らの責に帰すべき事由によらないで公知となった場合
- ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わず入手した場合
- ④ 法令に基づき求められた場合

5-2 公表の同意

乙は、5-1にかかわらず、基本方針及び協力要項に基づき、甲が被協力事業の内容、成果、評価の内容等を公表することについて同意するものとする。

5-3 権利義務の譲渡等禁止

甲及び乙は、基本方針及び協力要項から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲り渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

5-4 損害賠償

- (1) 被協力事業に関して乙の責に帰すべき事由により甲が損害を被った場合、甲は、乙に対してその賠償を請求できるものとする。
- (2) 被協力事業に関して乙の責に帰すべき事由により第三者が損害を被った場合、乙が損害賠償責任を負う。

5-5 事業の責任の所在

被協力事業の遂行及び結果に関しては、乙において責任を負うものとする。

5-6 協議による解決

甲及び乙は、基本方針、協力要項、内定通知書及びこの手引に定めのない事項又は記載事項の解釈について疑義が生じた場合、誠意をもって協議し、これを解決する。

6 資料

本書記載事項の参考資料は次のとおり。

- (1) 3-1(1)①にある被通知取扱店等の通知様式
被通知取扱店等の新規登録及び変更連絡書 (xlsx)
- (2) 3-3(2)にある事業等の変更申請様式
事業内容変更申請書 (xlsx)